

# 大山郁夫における「社会改造」宣言と「民衆文化」論（二）

福井みどり

## 目次

### はじめに

- 一、『我等』の創刊とデモクラシー実現への期待
- 二、労働問題の台頭と「知識階級」論
- 三、「社会改造」宣言（以上前号）
- 四、「民衆文化」論の提唱（以下本号）
- 五、女性解放運動への支援  
おわりに

## 四 「民衆文化」論の提唱

そうしてこのような「社会改造」論と表裏一体のものとして主張されたのが、「民衆文化」論であった。まだ一九一九年段階では、のちに大山自らも認めるように、「民衆文化」概念は多分に曖昧さを免れていない。一九一九年三

大山郁夫における「社会改造」宣言と「民衆文化」論（二）（福井）

月号の『我等』に掲載された論文「民衆政治と国民文化」は、大山の考える政治の主体が「国民」から「民衆」へと変化していくちょうど過渡期のもので、「一国に於ける政治生活を始め、一切の社会生活が民衆化するに従つて、國民文化は勢ひ民衆文化にならなければならぬ」と述べており、<sup>(55)</sup>「民衆文化」は「國民文化」の延長線上、換言すれば以前に見た「文化國家主義」の發展の上に構想されている。したがつて「民衆文化」という概念も、やはり究極民衆の精神の外的表現であるという以外に何ら具体性を帯びたものではなかつた。<sup>(56)</sup>

しかしながら大山が、「現状の下に於ては、民衆生活は幾多の罪惡を示して居るにも拘らず、その根柢に於ては、他の何よりも道徳的のものであつて、従つて将来の國民文化は、國民内の民衆文化でなければならぬものである」と述べるように、「民衆文化」を提倡した意図は一言でいうならば、来る社会の主体となるべき最も「道徳的」生活を営む民衆の人間らしさを取り戻し、そのアイデンティティを確立することにあつたといえよう。大山は、次のようにいふ。「デモクラシーの主張者等が、その政治上の要求と共に、その産業上の要求を高唱し、従つて労働問題に関して発言する傾向を次第に顕著に示すやうになつた事実に關する前段の説明を、更に簡約して、一言にしてこれを尽くせば、この事実は、政治と生活の關係が、彼等の意識中に於て、一層その痛切の度を加へた為めである、といふことが出来やう」。<sup>(57)</sup>すなわちそれは「デモクラシーの主張者」の一人である大山自身が、政治を生活の視点からとらえる姿勢を明確にするに至つたことを意味している。そうしてその生活から迸る精神こそが「文化」なのである。

大山は、「文化的要素としての労働者達の貴き素質」として、「労働者達の信念の鞏固と、その敢為の氣象の偉大とは、無学なる彼等の言説をも、學識を看板にして鼻の尖に下げて居る知識階級の人達のそれよりも、一層力あるものとする」とこと、「感情の自然の儘の流露」、「人間性に立脚する平等感の彼等の理解に入り易い可能性のあること」

をあげ、彼らを「民衆文化」の担い手の中核に位置づけた。さらに労働者を「文化価値の享有者」と位置づけて両者の価値の転倒をはかることをも行っている。<sup>(63)</sup> それはすでに鹿野政直氏の指摘にあるように、これまで非文化的な存在と見なされ、蔑視の対象となることすら少なかった労働者階級を文化の主体的担い手と位置づけた点で画期的意義をもつていた。

しかし大山は、民衆を単に生活の視点からとらえるだけでは事足りず、何故にあえて「文化」なるものを持ち出してこなければならなかつたのか。その点についての大山の答えは、次の二節に示されていよう。

我等が現今盛に行はれて居る労働問題の論争を通観して最も不満足を感じる点は、その唯物史観から来る論調に在るといふよりも、寧ろその文化主義的背景の欠乏に在るのである。換言すれば、それに於て、労働者群の物質条件を充実し、その日常生活を安易にすることばかりを終極目的であるかの如く説き立てられてあつて、労働者の生活を民衆文化生活に関連して考へられて居ない点に在るのである。労働者を労働力掠取者の鉄鎖から解放することは、無論必要である。けれども斯くして得たる労働者の時間及び精力の余裕を、民衆文化の創造、乃至、向上に関する直接行動若しくは補助的行動に振向けるのでなければ、結局其時の労働者が今日の資本階級の如き遊惰階級となり、そこに毎日豚のやうな安逸を貪る無数の群衆の蠢動を見るに終るであろう。<sup>(64)</sup>

すなわち、労働者の人間性回復の証として、これまで彼らにとつて無縁の存在であった「文化」が求められているのである。ここで展開されている唯物史観に対する批判は、これまで行ってきたそれの延長線上にあり、大山が民主主義を主張していた時期に、「生の創造」と称する自發的かつ能動的な精神を重視する立場から、個人が「環境の奴隸」となるとの理由で唯物史観を拒否したのと主旨はほぼ同じであつて、その意味では「個人」「国民」が「民衆」ある

いは「労働者」に置き換わったにすぎない。「民衆精神」との置換も可能な「民衆文化」はまた、「国民文化」の場合と同様民衆という集団の紐帶の役割をも果し、ひいてはそれが民衆運動を牽引していく原動力であらねばならないと考えられていた。そのなかでのかつてに比べての大きな相違点は、以前は個人の能動的な精神の尊重が、国家的結合を維持するという目的達成のための手段にすぎなかつたのが、いまや労働者的人間性回復それ 자체を目的とするようになったことにある。民衆に対する大山の共感と敬愛の深まりが見てとれる。

周知のように民衆文化論は、突如この時期に浮上してきたものではなく、『早稲田文学』一九一六年八月号に掲載された本間久雄の「民衆芸術の意義及び価値」にはじまって、以来民衆芸術論として加藤一夫（加藤『民衆芸術論』一九一九年、洛陽堂、に収録）、川路柳虹（「民衆及び民衆芸術の意義」・『雄弁』一九一八年三月）、大杉栄（「新しき世界のための新しき芸術」・『早稲田文学』一九一六年一〇月）らによって議論されてきた前史をもつてゐる。そしてそれらは吉見俊哉氏によつて、①民衆芸術の「民衆」とはいかなる人びとを指しているのか、②「民衆芸術」とは民衆の「ため」の芸術なのか、それとも民衆「による」芸術なのか、の二つの論点に集約されている。<sup>⑭</sup>

第一の点についていえば、米験動後に提出された大山の「民衆文化」論は、そもそも労働問題の浮上に促されたものであったことにすでに明らかに、「民衆」の中心は労働者階級であり、せいぜいそれらと「生活問題」という点から共通の利害関係に置かれている「知識階級」を包含するにとどまるもので、けつして無限定に用いられていたわけではなく、労働者階級を主体とする人々の変革の契機をつかみとろうとの意欲に満ちていた。したがつて第二の点についても、大山はけつして民衆の文化的教化を意図したのではなく、主観的には民衆「による」文化の創造を說いていたことは疑いない。しかしながら、そこには知識人の高みからの觀念的性格が抜き難くつきまとつたことも

否定できない。

たとえば大山は、一九二〇年八月におこった大本教弾圧事件に関わって大本教の教勢拡大についても言及しているが、そこにも大山の民衆觀の一端が現れていよう。大山はその現象を「迷信の流行」と称し、その原因は「その社会が一種の変態的状態に陥つて居るため」であるとして、「迷信に対する最も有効なる牽制法は、思想の研究及び知識の追求を出来るだけ自由にすることである」という处方箋を述べるにとどまつた。<sup>(68)</sup>この事件は、後述の森戸事件と並んで思想・信仰の自由に対する國家権力による圧迫という点から知識人たちの関心を集めだが、大山の論文が掲載されたのと同じ『我等』に寄稿した長谷川如是閑の方が、「迷信」として切り捨ててしまつた大山よりも、大本教にすがらざるをえない民衆の心理に内在してとらえようとの契機をいくらか強くもつていたと思われる。如是閑は次のように述べている。「溺れるものが薬をも摑かむ如くそれが彼等の未熟な智力の判断で、不可思議であるといふことだけで彼等はそれにシガミつく。大本教は、その混沌たる慾望にやゝ組織立つた満足を与へんとすることによつて、大勢のものにシガミつかれたのである」<sup>(69)</sup>。

このような大山の弱点をついたのが、民衆娛樂論を研究する社会学者の権田保之助であった。権田の批判は必ずしも大山ひとりに向けられたものではなかつたが、大山の「民衆文化」論もそれの小さからぬ位置を占めており、批判は、「民衆の文化か、民衆の為めの文化か」（『大観』一九二〇年六月）、「社会改造と文化主義」（『雄弁』一九二〇年六月）、「民衆文化主義の展開——大山郁夫に対する私の『誤解』について——」（同上、一九二〇年八月）の三論文において展開された。

権田自身の姿勢は、民衆娯楽は「学者が書齋で捏ね上げた抽象的概念の産物ではなく、社会生活が街頭より自然に大山郁夫における「社会改造」宣言と「民衆文化」論（二）（福音）

生み出した具体的事物の産物」であらねばならぬ」と述べていることに示されるように、あるいはまた「私達は何処までも「事実としての民衆娯楽」を突き詰めて、その處に始めて制作を樹てねばならぬ」と述べているように、具体的な数字や統計をも駆使して民衆娯楽の実態を仔細に把握することに徹するものであった。

そのような立場から権田は、「民衆文化主義」に対し酷評を浴びせた。とりわけ次の部分は、大山のそれを念頭において展開されたものと思われる。「惟ふに、其の名の美はしくして、其の内容の空漠たるもの、此の『文化』といふものに勝るものを多く見ない。『文化』と云ふものの程、訳の解らない、正体の知れないものは、滅多に無いのである。『文化』と云ふものは畢竟するに、知識階級が其の自惚れから作り上げた『お化け』に過ぎないものである。

（中略）彼等は實に『文化』といふお化けの様な概念で、労働運動や社会改造が行はれ、夫れが達成せられ得るものと考へて居る。甚しく低級なる樂天家に非ずんば、極めて不徹底なる低徊趣味者である。

たしかにそれは、大山がいかに民衆に誠実であろうとしても払拭できずにいた「同情」と、そしてその裏返しとして陥りがちな、いたずらに対象を理想化してしまう傾向を鋭くえぐり出したといえよう。それゆえ大山は、これまでのように知識人としての普遍的立場におさまりきつて居ることはできず、「私」の立場から次のように応戦した。「事實上、私自身はまだどん底生活に陥つて居る筋肉労働者ではないから、経済上の直接的個人的利害の圧迫から、生きか死ぬかの心持で民衆の解放運動に参加しようとして居るとは、私が偽善の仮面を冠ぶるのでない限りは、言い得られないことである。唯、私は、私が民衆といふ大きな組織の一部であることを、私自身の個人的体験から意識することに依つて、始めて真剣に民衆の解放運動に参加しなければならないといふ衝動を感じるのである」。それは、「知識階級」の立場からの、労働者階級との間にある溝を必死で埋めようとするとあがきと苦惱の表明であった。

その点権田の方は、「知識階級は詰まらぬもので、決して社会改造などいふ芝居は打てぬものである。知識階級が其の空しい虚名である知識階級といふ名称を棄て去つて、自分達を労働階級と一つにすることによつて、初めて社会改造のお仲間入りが出来る」<sup>(5)</sup>と考えていたから、大山のように煩悶する必要は生じなかつた。しかし権田の主張にも、知識人としての役割規定をまったく否定し去つてひたすら労働者階級との一体化をはかるのみでよいのか、はたしてそれが現実に可能なのかという問題は残る。

かたや吉野作造は、一九二一年にアナルコ・サンジカリズムの台頭とともに噴出した知識人排斥論に対しても、以下のように述べて「知識階級」固有の役割を堅持した。「労働運動は労働者の運動であるけれども、自分の利害に直接関係ある問題については、兎角判断が一方に偏り易いので、階級的利害を社会全体の進歩の上に如何に調和すべきかは、寧ろ局外者の公平なる判断に従つを必要とする事がある。此点に於いて労働階級が如何に発達をしても、彼等が階級的利益の伸張と共に、又社会全体の発達に貢献するの責任を果さんとするには、何うしても知識階級の批判を待つの必要があり、知識階級また労働者をして常に正しき道を歩ましむる為めに不即不離の関係を取つて、間接の援助を提供するの責任がある」<sup>(6)</sup>。

大山の場合には、すでに見たように生活の視点に立つことによつて、労働者階級を「知識階級」よりも「文化」的優位に位置づけたから、「知識階級」は労働者階級にいくらかでも接近する努力をしなければその負い目は払拭できなかつた。それに対して吉野は、「専門家」と「監督者」の峻別を維持しつづけていたため、「知識階級」は負い目を感じることなくその地位にどどまりえることとなる。無産階級運動に対する両者の姿勢の分岐は、すでにここからはじまつっていたのである。

大山の「民衆文化」論は、権田が、その論旨の一貫性のなさを論文「民衆文化主義の展開」のなかで指摘し、それとまことにとまどいすら禁じえなかつたように、たえず微妙に変化し、時として矛盾をも來した。そのこと自体また、大山の苦惱と動搖の現れでもあつたにちがいない。にもかかわらず依然一貫しているのは、繰り返し述べてきたように、精神生活と物質生活は密接な関係にあることを承認しながらも、前者を後者の反映であるとすることには疑義を呈し、「精神」という独自の領域に固執し続けたことであつた。<sup>(7)</sup>

大山が、自己の考えの再点検を余儀なくされるもう一つの要因は、一九二〇年一月、原内閣の第四回議会解散による普選の否定であった。原敬の普選拒否の理由は、「漸次に選挙権を拡張する事は何等異議なき処にして、又他年国情こゝに至れば所謂普通選挙も左まで憂ふべきものにも非らざれども、階級制度打破と云ふが如き現在の社会組織に向て打撃を試んとする趣旨より納税資格を撤廃すと云ふが如きは實に危險極まる次第にて、此の民衆の強要に囚り現代組織を破壊する様の勢を作らば實に国家の基礎を危ふするものなれば、寧ろ此際議会を解散して政界の一新を計るの外なきかと思ふ」というものであった。しかも法案を否決するのではなく、議会解散に踏み切ったのは、単に政権の安定をはかるというねらいのみならず、「單に之を否決したるのみにては今後一年間此問題を以て国民に鼓吹し、而して次の議会には一層猛烈なる運動となるべく」との認識によつていた。<sup>(8)</sup>

大山はすぐさまこの問題を採りあげ、「普選実現の主張は社会組織の内部に満ちて居る生命の力の流動に響應する変化なり改造なりを、合法的政治手段に依つて実現しようといふ要求を代表して居るものであつて、社会的進歩促進の根本政策としては、これ程穩健な種類のものは、断じて外にない」にもかかわらず、官僚政治に代わる政党政治もまたこれを破綻に導いてしまつたとして、激しい怒りを示した。既成の支配体制や政友会の基盤を守ることに何らこ

だわりをもたない大山にとっては、かねてからの主張どおり、目下考え得る最も穩健な手段が普選実施にほかならなかつた。それゆえに早くも立憲政治や普選に見切りをつけたラディカリストたちを前に大山が聰明にそれを擁護してきたにもかかわらず、しかもそれが原内閣の成立時にあれほど期待をかけた政党内閣自らの手によつて葬られてしまつたのである。大山は、「我国の政治的将来は、どういう方向に進まうとして居るのであるか。我等は一歩々々と暗い絶望の世界へ追い遣られつゝあるのではなからうか」<sup>(8)</sup>との不安の念を吐露せずにはおれなかつた。

さらに、「立憲政治に關する先進国と称すべき」はずのアメリカさえもが議会政治の行き詰まりを來しはじめているとの認識が、ますます大山を議会政治に対する不信へと驅り立てていつた。「現今の様に、社会問題、若しくは民衆生活との現実問題が政治の枢軸となつて來た時代に於て、議会政治が見苦しきまでの無能力を表白して、世上の不信用の標的となりつゝあるのは、東西両半球を通じての現象であると見える」と。<sup>(9)</sup>ここに長年大山がモデルとしてきたアメリカン・デモクラシー像は、完全に崩壊してしまつたといえよう。

そのような怒りと失望のなかで大山は、アメリカン・デモクラシーに代わる政治制度を模索して、「現今各立憲国で行はれて居る代議制度の基礎の上に立てられた議会政治以外の新政治組織は、地方政治に關しては格別、國家政治に關しては、世界大戦の時までは、総括的に實施せられたものがなかつた。しかし、大戦は意外にもロシアに於てソヴィエット政府といふ新政治組織を産んだ」と述べる。またかつては敵意と憎惡の対象であったソヴィエット政府にも関心を注いでいく。『我等』一九一〇年四月号の「編集室から」には、「大山君は、過激派の文化について、研究的のものを次号に発表すべく腹案中です」と報じられたが、すでにこのとき大山は、「万一過激派の思想が危険なものであるとすると、その伝染を防ぐためにも、之を研究することが益す必要であることは、伝染病菌の場合と少しも異

るところがないのである」<sup>(83)</sup>と記しており、これまでのボルシェヴィキに対する先入観を捨ててそれにのぞむ姿勢を明らかにしていた。

折からちょうど、連合国側がソヴィエト政府承認に向けてシベリア撤兵を行う趨勢になりつつあるときでもあった。無論これに対しては、大山はともかくも日本の「浪費を避ける」というプラグマティズムの立場から、撤兵が妥当であることを主張した。<sup>(84)</sup> ソヴィエト政府については、「現在に於けるプロレタリアートの政府の唯一」の実例であるところのソヴィエト政府の下に於て、民衆教育的施設に関してどういふ方針が立案せられたかを知ることだけでも、民衆文化の問題に興味を持つて居る人々に取つては、直接関接に非常に利益の多いことであらうと思ふ」と述べて、当面はあくまで制度の面ではなく「民衆文化」という自己の関心にひきつけて何らかを学びとるうとしていた。

ところがまもなく大山は、ソヴィエト政府に、より好意的姿勢を示すようになる。「この政府の政治上の実験が今後着々成功の実を挙げる様にでもならうものなら、それはロシア以外の諸国の政治組織の上にも大なる影響を及ぼさないでは置かないであらう。且下日日の新聞紙上に掲げられる外電を綜合して判断すれば、新ロシア内の反過激的諸派が既に全く跡を絶つた今日に於て、ソヴィエット政府の困窮は国内に於ける民衆の不平に基いて居るのではなくて、寧ろ外国からの封鎖や圧迫から來て居るものゝ様に見受けられることはだけは、たしかである」<sup>(85)</sup>という部分に明らかなように、民衆に立脚した政治が行われていることへの確信を強めつゝあつたためであつた。

『我等』一九二〇年一〇月号に、バートランド・ラッセルの「労農ロシアを訪う」を大山らが翻訳し紹介していることも注目される。終始一貫マルクス主義に深い関心を寄せつゝ、その批判者でもあつたことで知られるラッセルのそれは、けつしてロシア政府やレーニンに好意的ではないが、詳細でかつ冷静な觀察にもとづくもので、その点が大

山の関心を呼んだのであろう。<sup>⑯</sup>

このような大山の変化は、内外の政治情勢の推移に加えて、再び櫛田民蔵との交流の機会が増えたことにも起因していると思われる。一九二〇年一月、前年末発刊の雑誌『経済学研究』創刊号に掲載された東京大学経済学部助教授森戸辰男の論文「クロポトキンの社會思想の研究」が、無政府主義を宣伝しているとの理由で発禁となり、森戸と、同雑誌の发行人であつた大内兵衛が起訴されるという、いわゆる森戸事件が起こった。その前年九月から東大経済学部で講師を務めていた櫛田は、同年四月、同教授会の態度を不満として東大をはじめとする教職を辞し、大原社会問題研究所の嘱託（まもなく正式の研究所員となる）に転じるとともに、再び我等社の同人ともなつたからである。<sup>⑰</sup> 櫛田は、発禁となつたその『経済学研究』にもマルクスの『共産党宣言』第三章を訳載し、『我等』にも「マルクス学における唯物史観の地位」（一九二〇年一〇月）を発表するなど、マルクス主義に対する認識はすでに深かつた。

なおこの森戸事件に際しては、『我等』も森戸支援を惜しまなかつた。森戸自身も、『我等』の奮闘ぶりを、「森戸事件は、ひろくジャーナリズムの関心を呼び、しかも圧倒的に、森戸・大内擁護、学問の自由擁護という形をとつたのですが、とりわけ『我等』は最初から最後まで、首尾一貫、先頭に立つてこの目的のために筆陣を張つたのです」と称えている。<sup>⑱</sup> 一九二〇年三月号では「思想言論の自由」の特集が組まれ、如是閑・吉野作造・三宅雪嶺、そして大山らが論陣を張つた。なかでも吉野の「言論の自由と国家の干渉」と題する論文は、「国家は吾々の共同生活の一方面を指して言ふにすぎない」との多元的国家論の立場に立つたものであつた。後述するように多元的国家論はそれからまもなく、中島重・如是閑・大山らによつて主張されるようになるが、吉野のそれは先駆的なものであつたといえよう。吉野は、「共同生活の統括原理」は、「命令、服従といふやうな低級の、水臭い関係を飛び越えて、今日はもつ

と自由な道徳的且つ人格的な所に基礎を置きつつあり又置かねばならぬといふ事になつてを」り、「強制組織」であるところの国家は「第二義的な所に落ち来らざるを得ない」ことを、思想言論に対する国家の干涉排除の論拠とした。そして「放縱と自由の識別」という問題に対してもそれを國家に委ねるべきではないとの立場をとり、「人格としての人間の発達を信ずるといふ、樂天的人生觀」によることを宣言したのである。<sup>(52)</sup>

ここで吉野が述べる「共同生活の統括原理」は、大山が「社会改造」の基本理念として求めてきたもの、すなわち「民衆の自由なる協調」ときわめて近い。しかしながら大山にはまだ、この段階では、国家と社会の区別は明確には意識されていなかつた。大山は、同じこの特集における「社会科学に於ける研究の自由」と題する論文で、「学術研究の成果の社会化」という観点から大学と社会とのあるべき関係を問い合わせ直すという論法をとり、両者が密接であらねばならないにもかかわらず、大学における研究及び研究發表の自由の限界の存在、そして政府の干渉に対する大学の屈服、といった事実がそれを阻んでいた。また、「学術それ自身の立場から離れて、国家の立場から考へても、國家組織の批評は、たとへ否定的の批評にしろ、さうしたものゝ出ることは、国家組織の上に現はれる各種の弊害を除き去つて、国家自体の生活を安寧にすることを謀るために、極めて歓迎すべきことでなければならぬ」とも述べてゐるが、吉野に比べて自由擁護のための論理的説得力の弱さは否定できないだろう。しかしこの事件が、大山をいつそう果敢に国家権力に立ち向かわせる契機になつたことはまちがいない。

大山はまた、この森戸事件のおこる前年一〇月から一九二一年八月までの間の六回にわたり、ヴェーナー・ゾンバルトの「無産労働階級の研究」("das Proletariat")の翻訳を『我等』に連載している。最初の四回は、順調に毎月掲載されたが、一九二〇年一月を最後に「訳者の都合で」一旦途絶えていた。ところが「諸方から惜しまれる声が聞え

て來るので」復活することにしたという。しかしながら結局それもまた、一九二一年七・八月と続いたのみで中絶したままとなってしまった。<sup>(55)</sup>

ともあれ、この一連の翻訳による紹介の仕事もまた、そもそもは、「殊に労働問題が喧しくなつて來た今日に於ては、それが我等の省察の材料として役立つ点も亦決して少くはない。その上我等は、労働階級の明日の凱歌を聴く前に、その今日の苦痛に就いて知らなければならぬ」<sup>(56)</sup>との動機に発していた。著者ゾンバルトのねらいは、「全体としてのプロレタリア階級の本質を認識すること」<sup>(57)</sup>にあり、生活実態を詳細に伝えることによつて、労働者階級がいかに人間性を喪失させられてしまつてゐるかを訴えたものであった。それは一八九〇年代の日本における横山源之助らの都市下層社会のルボルタージュの類いを想起させるもので、労働者階級は“哀れむべき”対象ではあっても、変革の主体としてはとらえられていなかつた。大山が翻訳を中絶させてしまつたのも、あるいは大山自身がしだいにマルクス主義に近づいていくにつれて、そのようなゾルバートの作品に当初ほど魅力を感じなくなつてしまつたことが一因になつてゐるからではなかろうか。

## 五 女性解放運動への支援

一方このような大山の民衆觀に示される社会的弱者への関心は、女性にも及んだ。平塚らいてうをはじめ市川房枝・奥むめおらによる新婦人協会結成の動きが、再度大山の女性問題への関心を呼び覚ます引き金となつたのである。

一九二〇年二月二一日、新婦人協会結成を前にして、東京神田のY M C A会館で「新婦人協会第一回演説会」が開  
大山郁夫における「社会改造」宣言と「民衆文化」論（二）（福井）

催された際に、大山は、大庭柯公・植原悦二郎らとともに演壇に立ち、「婦人の政治的能力」について講演している。周知のようにこの演説会は、女性の政治結社加入・政治集会参加を禁じた治安警察法第五条の撤廃をめざして開かれたものであったが、その後の第四二議会解散によって、らいとうらが提出した請願書は、衆議院では参考送付、貴族院では審議未了となってしまった。そのためこれを抗議すべく、三月四日、再び神田のY.M.C.A.会館で「思想家の時局観」と題する演説会が開かれることになり、ここでも大山は講師を務めた。<sup>(10)</sup>

そして同年三月二八日、東京上野の精養軒で新婦人協会の発会式が行われた際には、大山も出席者七〇名中男性二〇名の一人として列席し、大庭柯公とともに、「自信を以て邁進せよ」との激励の賛辞を贈ったという。<sup>(11)</sup>また結成後も、同会政治法律部が女性のみを対象に開いた政治法律夏季講習会において、同年七月一五日より一週間にわたり「近代政治及社会思想発達史論」というテーマで総計九時間に及ぶ講演を行うというほどの熱意のこもった協力ぶりであった。<sup>(12)</sup>

「現代は解放の時代である。久しくは因はれて居たものが、放たれようと焦せつて居る時代である。さうして放たれようとする希望の実現が、段々近いて来た時代である。この風潮に乗じて、まづ第一に猛然統いて奮起したのは、婦人解放運動である。第四階級の解放と、婦人の解放とが完成せられた時に、人類の新時代は始めて開けるであらう」と述べるように、社会的弱者の立場からの「社会改造」を模索する大山にあっては、「第四階級」に次ぐ社会的弱者と見なされる女性を解放の主体と位置づけることに何ら躊躇はなかつた。

その年の暮れに発表された「婦人の商品性とその人間性——女子教育に関する一考察——」（『婦人公論』一九一〇年一二月）では、「婦人の人間性」を阻むものとして「婦人の性の商品化」現象を指摘し、それを作り出してきた日

本の良妻賢母主義を笑いて、より女性問題の本質に迫っていく。大山によれば、「その一生の（性の——引用者）買手若しくは銅主の満足を売るために、その全生活をこの目的に適応させ」てはいる「一般の婦人達」もまた、「『自己』のための生活を持たない」ということにかけては、売笑婦とまったく同一であった。それゆえ「婦人の人間性の承認の要求！」——そこに婦人運動の核心もあれば、そこに女子教育の急所もある」というわけである。<sup>(44)</sup> 女性がそのような状態から脱却するためには経済的独立が必要であるということにも言及はされているが、その点はこの論文の主題ではなく、中心はまさに「婦人の人間性の承認」という点にあった。ここにも物質主義一辺倒を是としない大山の立場が貫かれてはいる。またこれは、大山が結婚した当初、論壇で女性の精神の自由な発達を阻む家族道徳を撃ち、私生活においても妻を“対等の人格”として尊重することを宣言して以来の一貫した姿勢であった。大山の内に流れるヒューマニズムの精神が、男性知識人、そしてマルクス主義者もまた多くは見落としがちであった女性の問題に目を向けさせ、社会的弱者への関心を支えてきたのである。と同時に、ここでもまた「人間性の承認」というすぐれて抽象的なものの前に、具体的な制度的改革に対する視点を弱める傾向があつたことも否めない。

### おわりに

以上、大山が、労働者階級の台頭に促されて自己の属する「知識階級」のあり方を問いつつ、これまで大山を深くとらえていたアメリカン・デモクラシーからしだいに離脱し、民衆を主体とした社会を構想していく過程を論じてきただが、それを模索していく入口に立つて打ち出されたのが「社会改造」宣言であった。ここでも、民主主義の枠組に

あつたころの大山に見られた構成員の能動的精神と集団の倫理的結合を重視する立場は、「民衆文化」論の提唱となつて継承されていたのである。大山は、「人間らしく生きる」、あるいは「人間性の承認」というもつとも根元的かつ抽象的なものを重視する一方、それを獲得し擁護していく上に必要な具体的な制度に対する視点が伴わないという傾向をもつていたが、そのような大山の思想に少なくとも表面上大きな変化が生じ、「人心の改造」よりも「制度の改造」を優先すべきことを説くようになるのが一九二一年のことであった。これ以後の時期については、別稿を準備して論じたい。

## 注

- ⑤9 前掲「民衆政治と国民文化」、一九〇頁。
- ⑥0 大山は、「文化といふ現象は、時代精神の表現である」と説明している（「民衆文化主義と自分」＝権田保之助氏の批難に答~~ふ~~・〔我等〕一九二〇年七月、三七頁）。
- ⑥1 「社会的傾向としての政治家及び文芸家の接近」〔我等〕一九一九年四月一五日）一九〇頁。
- ⑥2 前掲「知識階級と労働者」、三二頁。
- ⑥3 前掲「文化的要素としての労働者」〔我等〕一九一九年一月）二六～七頁。
- ⑥4 「労働問題と教育問題との交錯」＝「文化価値創造の上に於ける労働者の貢献」〔我等〕一九二〇年一月）一五頁。
- ⑥5 鹿野政直「解説」〔大正思想集〕II、一九七七年、筑摩書房）四四六頁。
- ⑥6 前掲「労働問題の文化的意義」、二二頁。
- 吉見俊哉『都市のドラマタルギー——東京・盛り場の社会史』（一九八七年、弘文堂）。
- 〔海内外〕「内務省の迷信取締」〔我等〕一九二〇年九月）七九～八一頁。
- 長谷川如是閑『傾向及批判』〔大本教と現代〕〔我等〕一九二〇年九月）八四頁。
- ⑦0 第三論文で権田は、「私があの二つの論文を書いた時には、明らかに夫れと名を記しては置かなかつたけれども、私の議論

の有数なる対照物の一つとして、大山氏の『民衆文化主義』を目標として居たのである」と告白している（権田「民衆文化主義の展開——大山郁夫氏に対する私の『誤解』について」・『雄升』一九二〇年八月、四五頁）。

⑦ 「序」（権田保之助『民衆娯楽問題』一九二一年、同人社書店、『権田保之助著作集』第一巻、一九七四年、文和書房、一六頁）。

⑧ 「序」（権田保之助『民衆娯楽の基調』一九二二年、同人社書店、『著作集』第一巻、二九〇頁）。

⑨ 「社会改造と文化主義」、六〇頁。

⑩ 「民衆文化主義と自分」、四三頁。

⑪ 「民衆文化主義の展開」、五六頁。

⑫ 「プロレタリアートの專制的傾向に対する知識階級の感想」（『中央公論』一九二一年九月、前掲『吉野作造集』）二八一頁。

⑬ 「民衆文化の社会心理的考察」（『中央公論』一九二〇年七月）一八頁。

⑭ 『原敬日記』一九二〇年二月二〇日。この点についての詳しい指摘は、松尾前掲書、一八一～三頁にある。

⑮ 「議会解散の一批判」（『我等』一九二〇年四月）一八頁。

⑯ 同上、一二二頁。

⑰ 『海内外』「ウイ爾ソンの議会批難」（『我等』一九二〇年七月）七七～八頁。

⑱ 前掲「ウイ爾ソンの議会批難」、七八頁。

⑲ 『海内外』「過激派政府と連合国」（『我等』一九二〇年四月）九〇頁。

⑳ 同上、八九～九〇頁。

㉑ 「民衆文化の帰趨と教育」（『我等』一九二〇年五月）一六頁。

㉒ 前掲「ウイ爾ソンの議会批難」、七八頁。

㉓ 同誌の「編集室から」のなかで大山は、「お断りするまでもなく、私達は、ラツセルの労農ロシア觀に盡く同意するものではありませんが、色々の意味でこの旅行記を有趣味なものであると同時に、有益なものだとも思ひます」と記している。

㉔ 前掲「櫛田民藏年譜」、八二三～四頁。

㉕ 「編集室から」（『我等』一九二〇年五月）。

㉖ 大山郁夫における「社会改造」宣言と「民衆文化」論（二）（福井）

森戸辰男『思想の遍歴』(上)——クロポトキン事件前後——(一九七一年、春秋社) 一六九頁。

吉野前掲「言論の自由と国家の干渉」、三三頁。

同上、三五頁。

同上、三八頁。

大山は、同年一月一〇日、東京神田青年会館で開かれた黎明会主催の森戸事件講演会において、同じタイトルで講演を行つてゐる(『大正日日新聞』一九二〇年一月一二日、森戸前掲書、一一七頁)。

前掲「社会科学に於ける研究の自由」、三〇頁。

ゾンペルト(大山郁夫訳)『無産労働階級の研究』(V) (『我等』一九二一年七月) 三三三頁。

前掲「無産労働階級の研究」(『我等』一九一九年一〇月) 五一頁。

同上、五三頁。

『市川房枝自伝『戦前篇』』(一九七四年、新宿書房) 五八~九頁。なおここではすべての大山の肩書きが早稲田大学教授となつてゐるが、大学復帰が実現するのは一九二一年四月のことであるため、誤りである。

同上書、五九頁。

同上、六五頁。また、新婦人協会結成に必要な費用を捻出するための寄付にも応じている(同上書、六九頁)。

同上書、七七頁。

『海内外』「第四ニ議会と婦人参政権問題」(『我等』一九二〇年四月) 八六頁。

前掲「婦人の商品性とその人間性」、九〇一〇頁。